

## 意見を踏まえた修正案

## 1 防災会議委員からのご意見

	ご意見	対応
本-88 ~ 89	避難所での防犯対策の記載が必要。	<p>避難所の防犯対策として、「8 避難所における生活環境の整備」の項目に以下の内容を追記します（下線の部分を追記）。</p> <p>8 避難所における生活環境の整備</p> <p>避難拠点において良好な環境が確保されるよう、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」等を参考としながら平常時より以下の取組みを実施し、環境整備に努めます。</p> <p>なお、環境整備にあたり、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対しては、十分な配慮を行います。</p> <p>(1) プライバシーの確保  (2) 暑さ、寒さ対策  (3) トイレ環境の確保  (4) 電源・通信環境の確保  (5) 衛生的な環境の確保  (6) 防犯対策</p> <p>○ <u>運営マニュアルに従い、定期的に避難拠点内を巡回警備するなど、盗難や性犯罪といった犯罪の防止対策も行います。</u></p>

2 区内部での修正

	内容	修正
共-142	<p>特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の進捗状況を追記</p>	<p>特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化が一定程度進捗した旨を追記するとともに、引き続き、一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化についても重点的に取り組む旨を追記します。</p> <p><b>第3款 民間建築物の耐震性確保【都市整備部】</b></p> <p>大震災の際に、家屋倒壊等による死者を低減し、延焼火災の発生を抑えるためには、建築物の耐震性を向上させることが重要です。</p> <p>区では建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」を策定し、現在の建築基準を満たさない昭和56年5月以前に新築工事に着手した建築物について、耐震診断や耐震改修工事費用等の助成を実施しており、建築物倒壊による被害発生の予防に努めています。</p> <p>これまで進めてきた助成事業等により、避難や救助、救援活動の大動脈となる特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化が、一定程度進捗しました。引き続き、震災時に地域内を連絡する一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化についても重点的に取り組んでいきます。</p>
風-16	<p>土木部が行う水防活動の主な内容（下記の8項目）に水防活動以外の記載が含まれているため、水防活動以外の記載を削除</p> <p>水防情報の収集          応急土木資材および労力の調達および運用          応急車両の調達および配車          所管施設の防護および保全活動          道路、橋梁等の防災および応急復旧          障害物の除去          河川の水位、流量および雨量の調査          公園、道路等の防災および応急復旧</p>	<p>水防活動のみの記載とします。</p> <p>道路、橋梁等の防災および応急復旧          障害物の除去          河川の水位、流量および雨量の調査</p>